

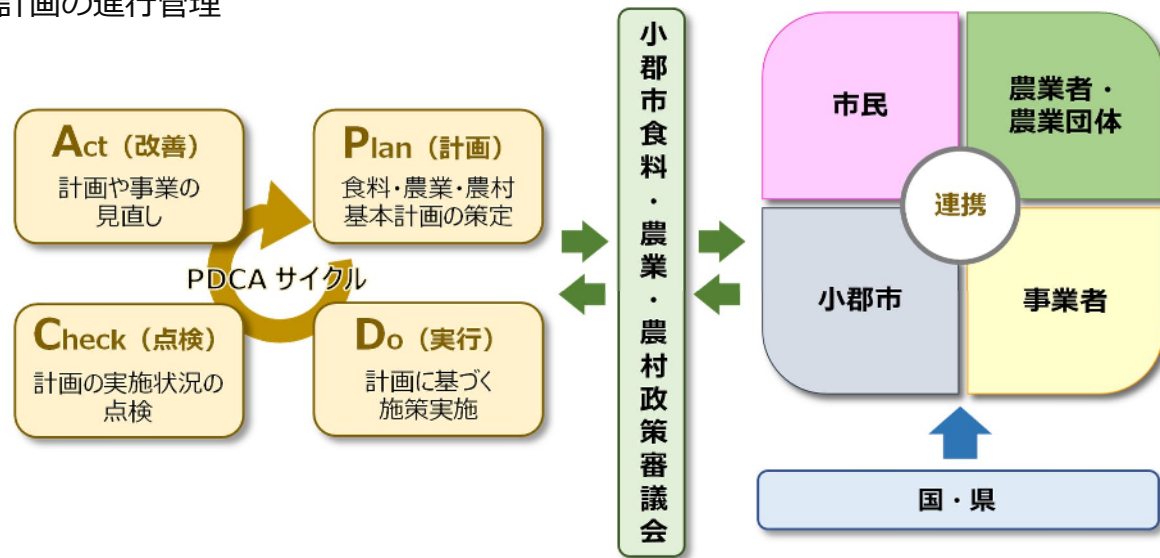
施策の推進

小郡市は、小郡市食料・農業・農村基本条例に規定する基本理念及び本計画に基づき、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を農業者及び農業団体、市民、事業者とともに実施及び推進します。

それぞれの役割と責務	市の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○食料・農業・農村に関する総合的な施策の推進 ○食料・農業・農村基本計画の策定 ○食料・農業・農村政策審議会の設置・開催
	農業者・農業団体の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な食料の生産者であり、農村における地域づくりの主体であることの認識 ○安全・安心な農産物の安定的生産 ○収益性の高い、ゆとりある農業経営の確立 ○魅力ある農村づくりに主体的な取組
	市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○食料・農業・農村が市民生活に果たす役割の重要性についての理解と関心を深める ○地域で生産される農産物の積極的な消費 ○健康で豊かな食生活の実践
	事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○食料・農業・農村が市民生活に果たす役割の重要性についての理解と関心を深める ○地域で生産される農産物の積極的な利用 ○消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給

小郡市が実施する施策、事業を計画的、効果的に推進するとともに、その結果や効果を定期的に検証し、必要に応じて計画を見直す、いわゆるPDCAの考え方による進行管理を行います。また、本計画の推進状況は、条例に基づき設置している「小郡市食料・農業・農村政策審議会」によって、とりまとめと検証を行い、必要に応じて計画や施策の見直し等を行います。

● 計画の進行管理



本計画を着実に推進するため、計画内容が広く市民に理解されるよう周知・啓発に努め、小郡市は計画に関する内容について定期的な情報発信を行います。

「小郡市食料・農業・農村基本条例」及び「第2次小郡市食料・農業・農村基本計画」の詳細は、小郡市のホームページに掲載しています。

ホームページ URL: <https://www.city.ogori.fukuoka.jp/205/280/1928#006>

QRコード読み取りによるホームページへのリンクはこちらより↓



第2次小郡市食料・農業・農村基本計画「概要版」〔令和8年3月〕

編集・発行/小郡市環境経済部農業振興課
〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1
TEL 0942-73-9100(直通) / FAX 0942-73-9745

明るい未来へ 食を育み
農業が躍動するまち おごおり



第2次 小郡市 食料・農業・農村 基本計画

令和8年3月 福岡県小郡市

第2次小郡市食料・農業・農村基本計画について

本市では、平成25年9月に「小郡市食料・農業・農村基本条例」を施行、それに基づき、平成27年3月に「小郡市食料・農業・農村基本計画」を策定し、これまで施策に取り組んでまいりました。

近年、本市において食料、農業及び農村を取り巻く環境は、農業者や農村人口の著しい高齢化や減少という事態に直面しており、今後、地域コミュニティの衰退が一層進むことが懸念されます。さらに、世界的な食料需給の変動、異常気象による災害、新型コロナウイルス感染症拡大以降の生活様式の変化等の影響を大きく受け、これらへの対応が必要となっています。

本計画は、小郡市食料・農業・農村基本条例の目的・基本理念を達成するため、市、農業者・農業団体、市民、事業者の協働により、食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら、ふるさとの魅力と活力のある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするものです。

本市農業が目指す将来像を実現するための施策の三本柱を以下に示します。

1 食料 ～おごおりで採れる安全・安心な農産物で元気なまちへ～

安全・安心な農産物を持続して生産、供給することで、地元産農産物の信頼を確保するとともに、食育を推進することで食の重要性に対する理解を深め、市民の健康で豊かな生活を目指します。また、地元で生産された農産物を地元で消費することで地域を活性化させます。



基本項目と施策	(1) 食の安全・安心の取り組みの推進	①農産物の安全性の確保 ②農産物の安定供給
	(2) 地産地消の推進	①生産者と市民の交流 ②地元産農産物の利用拡大
	(3) 食育の推進	①食と農をむすぶ取り組みの推進 ②地元産農産物を学ぶ場の提供 ③食品ロス削減の推進

2 農業 ～多様な担い手づくりで農業が息づく未来あるまちへ～

多様な担い手の育成・確保を行い、持続可能で安定した農業を目指します。また、生産性や収益性の高い効率的な農業経営を実現するため、スマート農業の推進や農業用機械、農業用施設等の導入支援を行います。さらに、地域の実情に応じた生産基盤の整備をすることで、基幹産業である農業の強化を目指します。



基本項目と施策	(1) 多様な担い手の育成・確保と法人化の推進	①認定農業者の育成 ②新規就農者の確保・育成 ③農業経営の法人化の推進 ④女性農業者が能力を発揮できる環境づくり ⑤農業者相互交流の場の提供
	(2) 効率的な農業経営の確立	①収益性の高い農業経営 ②効率化・省力化・大規模化を目指す農業経営
	(3) 農業生産基盤の整備と優良農地の確保	①地域に応じた生産基盤整備と優良農地の保全 ②遊休農地の解消と発生防止 ③担い手への農地集積・集約 ④防災・減災対策
	(4) 需要に対応した農業生産・流通・加工	①基幹産業である農業の強化 ②農産物特産品化の推進
	(5) 気候変動への対応と自然循環型機能の維持	①気候変動に伴う高温対策の推進 ②環境保全型農業の推進

3 農村 ～農業の魅力を活かして都市と農村が手を取り合うまちへ～

農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮、および地域資源を活かした農村地域の振興・活性化を図るため、都市と農村の交流の促進と情報発信の強化を図ります。また、農村の生活環境の改善を図り、美しい自然と調和した住みやすい農村を目指します。



基本項目と施策	(1) 農地の維持と多面的機能の発揮	①地域の共同活動による集落機能の維持 ②農村の多面的機能の発揮
	(2) 地域資源を活かした都市と農村の交流	①都市と農村の交流促進 ②農福連携等多様な人材と地域資源の活用
	(3) 住みやすい環境の創出	①生活環境の整備推進 ②景観整備の推進 ③鳥獣害対策の推進
	(4) 食料・農業・農村に関する情報発信のしくみづくり	①消費者への情報提供 ②農業者への情報提供

施策の指標

食料・農業・農村の分野ごとに令和 17(2035)年度の目標値を設定し、施策に取り組みます。

目標項目		現状値	→	目標値
食料	a. 地元産農産物の情報提供数	11 回/年	→	40 回/年
	b. 食農体験が出来るイベント数	7 回/年	→	10 回/年
	c. 市内直売所の年間利用者数	100 千人/年	→	130 千人/年
	d. 市内小中学校給食への地元産農産物の使用率(学校給食自給率)	15.1 %	→	30.0 %
農業	e. 新たに就農した認定新規就農者の人数【累計】	30 人	→	35 人
	f. 認定農業者の法人数	20 法人	→	30 法人
	g. 女性の認定農業者の人数	3 名	→	10 名
	h. 市が委嘱・任命する農政関連の委員会等への女性の登用率	28.2 %	→	40.0 %
	i. 集落営農組織及び認定農業者の農業用施設や農業機械の導入支援数【累計】	134 件	→	140 件
	j. 集落営農組織及び認定農業者のスマート農業機械の導入支援数【累計】	14 件	→	50 件
	k. ため池の防災対策工事済み箇所数	14 箇所	→	18 箇所
	l. 遊休農地の面積	5.1 ha	→	5.0 ha
	m. 認定農業者等の担い手への集積率	68.7 %	→	80.0 %
	n. 高温対策資材(遮光ネット等)の導入支援数【累計】	25 件	→	30 件
農村	o. 環境保全型農業の取り組み面積	39.53 ha/年	→	50 ha/年
	p. ① 農地維持支払交付金事業に取り組む組織数	24 組織	→	30 組織
	② 資源向上支払事業(共同活動)に取り組む組織数	24 組織	→	30 組織
	q. アライグマ防除従事者の登録者数	- 人	→	70 人
r. 都市と農村の交流イベントの情報提供数	19 回/年	→	30 回/年	